

(7) 聖学院大学 全学的臨時休講措置に関する内規

(趣旨)

第1条 大雨警報、大雪警報その他の気象警報（特別警報を含む。以下「警報」という。）の発令、交通機関の運休その他の事由により、授業及び試験（以下「授業等」という。）の実施に支障があると予想される場合における全学的な臨時休講措置（以下「休講措置」という。）については、この内規の定めるところによる。

(警報の発令による休講措置)

第2条 上尾市及びさいたま市のいずれかの地域に警報が発令された場合における休講措置及びその決定基準は、次のとおりとする。

第1次措置		第2次措置		第3次措置（大学院のみ）	
警報の状況	措置の内容	警報の状況	措置の内容	警報の状況	措置の内容
- 当日6:30の時点で警報が発令されている場合 - 当日6:30～9:00の間に警報が発令された場合	1・2限を休講とする。	警報が10:30までに解除された場合	3限から授業等を実施する。		
		警報が10:30までに解除されない場合	3～5限を休講とする。	- 警報が15:30までに解除された場合 - 警報が15:30までに解除されない場合	6限から授業等を実施する。 6・7限を休講とする。
- 当日9:00以降に警報が発令された場合 - 授業時間帯にかけて警報が発令されることが事前に見込まれる場合	緊急性、交通機関の運行状況その他の事情を勘案し、学長（学長が不在の場合にあつては、副学長。以下同じ。）が、教務部長、大学事務局長若しくは学務部長の意見を聴いて、又は独自の判断により、措置を決定する。				

(東海地震についての警戒宣言の発令による休講措置)

第3条 「大規模地震対策特別措置法」に基づき、東海地震の発生についての警戒宣言が内閣総理大臣により発令された場合における休講措置及びその決定基準については、前条の規定を準用する。

(交通機関の運休による休講措置)

第4条 次の交通機関のうち、JR 高崎線及び JR 埼京線・川越線的一方又は双方を含む2以上の路線の全線又は一部区間が運休したときは、次項に定める休講措置を講ずる。ただし、運休した区間が本学から遠隔の一部区間に留まり、授業等の実施に対する影響が軽微であることが明らかであるときは、この限りでない。

JR 高崎線、JR 埼京線・川越線、JR 宇都宮線、JR 京浜東北線、JR 武蔵野線、東武野田線、東武東上線、西武池袋線、西武新宿線

2 前項の休講措置及びその決定基準は、次のとおりとする。

第1次措置		第2次措置		第3次措置（大学院のみ）	
警報の状況	措置の内容	警報の状況	措置の内容	警報の状況	措置の内容
・ 当日6:30の時点で前項の運休が発生している場合 ・ 当日6:30～9:00の間に前項の運休が発生した場合	1・2限を休講とする。	前項の運休が10:30までに解消した場合	3限から授業等を実施する。		
		前項の運休が10:30までに解消しない場合	3～5限を休講とする。	前項の運休が15:30までに解消した場合	6限から授業等を実施する。
				前項の運休が15:30までに解消しない場合	6・7限を休講とする。
・ 当日9:00以降に前項の運休が発生した場合 ・ 前項の運休が授業時間帯にかけて発生することが事前に見込まれる場合	緊急性、運休の規模その他の事情を勘案し、学長が、教務部長、大学事務局長若しくは学務部長の意見を聴いて、又は独自の判断により、措置を決定する。				

（その他の事由による休講措置）

第5条 前3条の事由以外の事由により、学長が授業等の実施に支障があると認めた場合は、休講措置を講ずることがある。

（周知方法）

第6条 この内規に基づく休講措置の決定又は授業等の再開については、その都度、本学ホームページ及びポータルサイトにおいて周知する。

（補講）

第7条 この内規に基づく休講の補講措置及び日程については別に定める。

（改廃手続）

第8条 この内規の改廃は、教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2018年4月1日から施行する。